

## 松戸市ホームページへの子育て支援等を行う団体に関する情報の掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援等を行う団体に関する情報を市民へ幅広く周知することを目的に、松戸市ホームページ（以下、「ホームページ」という。）にその情報を掲載するにあたり必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 子育て支援等を行う団体とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う団体のことをいう。

### (掲載団体の要件)

第3条 ホームページへの掲載を依頼しようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 子育て支援等を行う団体であること。
- (2) 政治活動や宗教活動を目的としていないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
- (3) 活動場所が松戸市内にあること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (5) ホームページへの掲載が、子ども・子育て施策の推進を行うに当たり、適切であると本市が認める団体であること。

### (掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体及び情報は、掲載しない。

- (1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 市の信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 掲載の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (5) 政治的、社会的問題について主義、主張等を述べたもの
- (6) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、またはそのおそれがあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、情報の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの

- (1) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- (4) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
- (5) その他市長が広告として不相当と認めるもの

(掲載依頼)

第5条 掲載を依頼しようとする者は、ホームページへの子育て支援等を行う団体情報掲載依頼書(様式第1号)を市に提出しなければならない。

(掲載内容の確認及び決定)

第6条 市は、内容が適切であると認めた内容については、ホームページに掲載するものとする。

(掲載内容の変更)

第7条 掲載内容に変更があった者は、松戸市ホームページへの子育て支援等を行う団体情報掲載事項変更依頼書(様式第2号)により、速やかにその変更箇所を届け出なければならない。

(掲載内容の削除)

第8条 掲載内容の削除を希望する者は、松戸市ホームページへの子育て支援等を行う団体情報掲載削除依頼書(様式第3号)により、届け出なければならない。

2 市は、掲載した団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、掲載内容を削除することができる。

- (1) 第3条又は第4条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により掲載の依頼を行ったと判明したとき
- (3) 継続して活動していることが認められないとき
- (4) その他市長が不相当と認めたとき

(庶務)

第9条 この要綱に関する庶務は、子ども部子ども政策課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。